

## 令和3年第2回定例会(令和3年6月29日)

観光建設水道委員会委員長 (三重 忠昭 委員長)

去る6月17日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第41号 令和3年度 別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分及び「議第47号 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の各議案に対し、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「議第41号 令和3年度 別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分についてであります。

観光課関係部分では、計上した予算は、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、理想の別府観光のあり方を検討するための事業であり、コロナ禍による旅行に対する価値観や観光需要の変化に対応した持続可能な観光、将来の反転攻勢のための基盤整備として、年齢や障がいの有無など状況にかかわらずできるだけ多くの人々が利用可能な観光事業の設計である「ユニバーサルツーリズム」等の4項目を柱に据えた今後の理想の別府観光のあり方を、民間事業者の専門的知識やノウハウを活用し、作業部会であるワーキンググループなどを通して検討していくためのものであるとの説明が、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金が減少したことに伴い、市と指定管理者との間で締結した基本協定書に定めのあるリスク分担に基づく、減収負担金を予算計上するものであるとの詳細な説明がなされました。

委員から、理想の別府観光のあり方に対する事業の費用対効果の数値目標を設定しているかとの質疑に対し、当局から、5年単位では総合戦略にて重要業績評価指標の数値を設定しており、単年度の実績については、観光動態調査の数値を参考に数値目標の見直しを行っていくとの答弁がなされました。

また、別の委員から地獄蒸し工房鉄輪に対する1,300万円の減収負担金の必要性を考慮すると、契約の見直しを検討するべきではないのかとの質疑がなされ、当局から、市として統一した計算方法に基づき算出した適正な金額を減収負担しているが、過去の経緯や現在の経営状況等を考慮し、次回の指定管理候補者の選定手続きにおいて、見直すことを含めて検討するとの答弁がなされた次第であります。

次に、温泉課関係部分では、新型コロナウイルス感染症の影響により市営温泉入浴者が減少したことに伴い、令和2年7月から令和3年3月までの期間を対象に、指定管理者に対する減収負担金を予算計上するものであるとの説明がなされました。

次に、産業政策課関係部分では、シルバー人材センターがJAべっぴ日出亀

川駅前支店へ移転することに伴い、老朽化した既存の建物を解体するため、アスベスト調査委託料を予算計上するものであるとの説明が、また、新型コロナウイルス感染症の影響による入館者の減少に伴い、利用料金に減少が生じた竹細工伝統産業会館の指定管理者に対する減収負担金を予算計上するものであるとの説明がなされました。

委員から、当該建物のアスベスト調査を行う具体的な理由について質疑がなされ、当局から、解体し、跡地については売却する方針であるとの答弁がなされました。

続きまして、都市整備課関係部分についてであります。

各事業の歳入歳出予算について、国からの交付金の額の決定に伴い、事業費を補正している旨の説明がなされました。

採決の結果、「議第41号 令和3年度 別府市一般会計補正予算（第3号）」関係部分について、いずれの補正予算議案も当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例議案についてであります、「議第47号 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」その主な改正内容は、別府公園東側駐車場の1時間当たりの料金について普通自動車を110円から100円に、大型自動車を220円から200円に減額し、日中の上限額についても普通自動車を500円に、大型自動車を1,000円に改正するものです。

改正理由として公園の長時間利用に配慮し、上限額を設けることにより、「一日中過ごせる公園」としての更なる推進及び市民の福祉の増進を図ることを目的とした条例改正であるとの説明がなされました。

以上条例議案の「議第47号」の採決についても、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。